【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月6日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【英訳名】 FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.

【電話番号】 072(870)4304

【事務連絡者氏名】 代表取締役 執行役員 経営企画本部本部長 前田 哲宏

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

【電話番号】 072(870)4304

【事務連絡者氏名】 代表取締役 執行役員 経営企画本部本部長 前田 哲宏

【縦覧に供する場所】 船井電機株式会社 東京支店

(東京都千代田区外神田4丁目11番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第63期 第 1 四半期連結 累計期間	第64期 第1四半期連結 累計期間	第63期
会計期間		自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高	(百万円)	43,067	37,722	217,088
経常利益又は経常損失()	(百万円)	2,462	3,726	1,924
親会社株主に帰属する四半期純 損失()又は親会社株主に帰 属する当期純利益	(百万円)	2,331	4,039	1,354
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,936	2,966	10,913
純資産額	(百万円)	114,022	123,636	127,881
総資産額	(百万円)	176,318	185,704	189,695
1株当たり四半期純損失() 又は1株当たり当期純利益	(円)	68.34	118.38	39.70
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	64.01	65.92	66.78

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結 累計期間より、「四半期純損失()又は当期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純損失()又は 親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 - 4.第63期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 5.第64期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
 - 6.第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国の景気は、消費に低調さがみられたものの、雇用の安定的な拡大に加え住宅市場も堅調に推移したことから持ち直しの動きとなりました。また、欧州の景気は、緩やかながら回復基調が持続する一方、中国の景気は、減速傾向が続きました。

わが国におきましては、消費は消費税増税の影響が一巡し、景気は緩やかな回復基調を持続いたしました。

このような状況下、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は37,722百万円(前年同四半期比12.4% 減)となり、利益面につきましては、営業損失は4,310百万円(前年同四半期は2,106百万円の営業損失)、経常損失は3,726百万円(前年同四半期は2,462百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は4,039百万円(前年同四半期は2,331百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

当社グループでは、主力の液晶テレビの4Kや大型の積極投入による製品の高付加価値化とプリンターの拡販を 進める一方、在庫管理の徹底を引き続き行い、今後の損益改善を図る方針であります。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

日本

消費税増税の駆け込み需要反動の影響が一巡したことから液晶テレビは増収となりましたが、プリンター中心に情報機器が減収となりました。この結果、売上高は8,486百万円(前年同四半期比32.6%減)となり、セグメント損失(営業損失)は2,486百万円(前年同四半期は640百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

米州

主力の液晶テレビは微増となり、DVD関連製品も前年を上回りましたが、オーディオアクセサリーやホームシアターは減収となりました。この結果、売上高は27,966百万円(前年同四半期比3.2%減)となり、セグメント損失(営業損失)は1,137百万円(前年同四半期は957百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

アジア

インクカートリッジの減収により、売上高は971百万円(前年同四半期比6.0%減)となり、セグメント損失 (営業損失)は438百万円(前年同四半期は134百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

欧州

液晶テレビやDVD関連製品の低迷が続き、この結果、売上高は299百万円(前年同四半期比46.8%減)、セグメント損失(営業損失)は62百万円(前年同四半期は58百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて3,990百万円減少いたしました。その主なものは、受取手形及び売掛金が620百万円、商品及び製品が810百万円、原材料及び貯蔵品が9,225百万円増加したものの、現金及び預金が14,377百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて254百万円増加いたしました。その主なものは、支払手形及び買掛金が2,093百万円減少し、短期借入金が1,117百万円、流動負債のその他に含まれている未払金が1,062百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて4,245百万円減少いたしました。その主なものは、為替換算調整勘定が990百万円増加し、利益剰余金が5,313百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,148百万円であります。 なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	80,000,000	
計	80,000,000	

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成27年 6 月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月6日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	-	-

- (注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの 権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

() 120104111111111111111111111111111111111							
年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)	
平成27年4月1日~ 平成27年6月30日	-	36,130,796	-	31,307	-	32,833	

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	1	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	ı	-
議決権制限株式(その他)	-	ı	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,011,600	ı	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,110,500	341,105	-
単元未満株式	普通株式 8,696	ı	一単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	36,130,796	-	-
総株主の議決権	-	341,105	-

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣 内7丁目7番1号	2,011,600	-	2,011,600	5.57
計	-	2,011,600	-	2,011,600	5.57

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成27年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,820	52,442
受取手形及び売掛金	38,183	38,803
商品及び製品	26,398	27,209
仕掛品	1,455	1,743
原材料及び貯蔵品	14,708	23,933
その他	7,598	6,688
貸倒引当金	389	382
流動資産合計	154,775	150,439
固定資産		
有形固定資産	21,306	20,790
無形固定資産	6,117	5,899
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,716	1,711
その他	6,055	7,173
貸倒引当金	276	310
投資その他の資産合計	7,496	8,574
固定資産合計	34,920	35,265
資産合計	189,695	185,704
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,625	29,531
短期借入金	4,012	5,129
未払法人税等	485	383
引当金	1,459	1,241
その他	13,796	15,371
流動負債合計	51,378	51,658
固定負債		
長期借入金	6,683	6,726
引当金	1,093	1,089
退職給付に係る負債	548	517
その他	2,110	2,076
固定負債合計	10,435	10,409
負債合計	61,813	62,068

		(+12,111)
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成27年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,272	33,272
利益剰余金	93,840	88,527
自己株式	24,341	24,341
株主資本合計	134,079	128,766
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	421	473
為替換算調整勘定	8,188	7,197
退職給付に係る調整累計額	365	381
その他の包括利益累計額合計	7,401	6,343
新株予約権	142	146
非支配株主持分	1,061	1,067
純資産合計	127,881	123,636
負債純資産合計	189,695	185,704

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	43,067	37,722
売上原価	36,566	32,141
売上総利益	6,501	5,581
販売費及び一般管理費	8,608	9,892
営業損失()	2,106	4,310
営業外収益		
受取利息	30	57
受取配当金	89	4
為替差益	-	527
投資事業組合運用益	77	-
その他	62	61
営業外収益合計	260	651
営業外費用		
支払利息	47	39
持分法による投資損失	131	1
為替差損	398	-
その他	38	27
営業外費用合計	616	67
経常損失()	2,462	3,726
特別利益		
固定資産売却益	46	-
投資有価証券売却益	-	10
関係会社株式売却益	134	-
その他	1	<u> </u>
特別利益合計	183	10
特別損失		
固定資産処分損	12	1
関係会社整理損	-	1 434
その他	<u> </u>	10
特別損失合計	12	446
税金等調整前四半期純損失()	2,292	4,162
法人税等	36	134
四半期純損失 ()	2,328	4,027
非支配株主に帰属する四半期純利益	2	11
親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,331	4,039

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純損失()	2,328	4,027
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	85	55
為替換算調整勘定	700	989
持分法適用会社に対する持分相当額	6	0
退職給付に係る調整額	13	17
その他の包括利益合計	607	1,061
四半期包括利益	2,936	2,966
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,941	2,981
非支配株主に係る四半期包括利益	4	15

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、DX ANTENNA PHILIPPINES, INC.は重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結射務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間(平成27年6月30日)

偶発債務

(仲裁)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V. (以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしましたが、同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して 損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日にPHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額の提示があり、平成26年10月1日に当社の PHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を内容とする主張書面を国際商業会議所に提出いたしました。

その後、平成26年12月24日に受領したPHILIPSの反論書面におきまして、PHILIPSからの損害賠償請求金額の変更がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、当第1四半期連結会計期間末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要
- (1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

仲裁の申立てが行われた機関: 国際商業会議所 仲裁の申立てが行われた年月日: 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

名 称: Koninklijke Philips N.V. 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名:Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

請求額

189.6百万ユーロ(平成26年5月20日にPHILIPSから提示された171.8百万ユーロからの変更後の金額)、 法定利息及び仲裁費用

- 2. 当社による反対請求申立ての概要
- (1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

反対請求の申立てを行った機関: 国際商業会議所 反対請求の申立てを行った年月日: 平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

名 称:Koninklijke Philips N.V. 所 在 地:Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

請求額

312.3百万ユーロ、法人税相当分、約定利息及び仲裁費用

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

- 1.相手企業の名称及び取得する事業の内容
- (1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.
- (2) 取得する事業の内容:ライフスタイル・エンターテイメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリー製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2.株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することにしたものであります。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1.関係会社整理損

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

当社の連結子会社であるFunai India Private Limitedの清算を決議したことに伴い、当該損失見込額を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

減価償却費のれんの償却額1,420百万円1,344百万円-

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月26日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成26年 3 月31日	平成26年6月9日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 5 月25日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成27年3月31日	平成27年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書	
	日本	米州	アジア	欧州	計	(注)1.	計上額 (注)2.
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	12,585	28,886	1,033	562	43,067	-	43,067
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	23,321	220	26,224	-	49,766	(49,766)	-
計	35,907	29,106	27,257	562	92,834	(49,766)	43,067
セグメント損失()	640	957	134	58	1,791	(315)	2,106

- (注) 1.セグメント損失()の調整額 315百万円には、セグメント間取引消去 5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 189百万円及び棚卸資産の調整額 120百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 - (固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書	
	日本	米州	アジア	欧州	計	(注)1.	計上額 (注)2.
売上高							
(1)外部顧客への売上高	8,486	27,966	971	299	37,722	-	37,722
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	27,228	277	19,872	-	47,378	(47,378)	-
計	35,714	28,243	20,843	299	85,101	(47,378)	37,722
セグメント損失()	2,486	1,137	438	62	4,125	(185)	4,310

- (注) 1.セグメント損失()の調整額 185百万円には、セグメント間取引消去 1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 206百万円及び棚卸資産の調整額21百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 - (固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	68円34銭	118円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	2,331	4,039
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失()(百万円)	2,331	4,039
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,119	34,119

(注)当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。なお、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(仲裁について)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.(以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしましたが、同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日にPHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額の提示があり、平成26年10月1日に当社のPHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を内容とする主張書面を国際商業会議所に提出いたしました。

その後、平成26年12月24日に受領したPHILIPSの反論書面におきまして、PHILIPSからの損害賠償請求金額の変更がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、当第1四半期連結会計期間未ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要
- (1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

仲裁の申立てが行われた機関: 国際商業会議所 仲裁の申立てが行われた年月日: 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

名 称: Koninklijke Philips N.V. 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

請求額

189.6百万ユーロ(平成26年5月20日にPHILIPSから提示された171.8百万ユーロからの変更後の金額)、法定利息及び仲裁費用

- 2. 当社による反対請求申立ての概要
- (1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

反対請求の申立てを行った機関: 国際商業会議所 反対請求の申立てを行った年月日: 平成25年12月6日 (2) 反対請求申立ての相手

名 称: Koninklijke Philips N.V. 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

312.3百万ユーロ、法人税相当分、約定利息及び仲裁費用

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

- 1.相手企業の名称及び取得する事業の内容
- (1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.
- (2) 取得する事業の内容:ライフスタイル・エンターテイメント事業
 - (注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア 製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリー製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っており ます。

2.株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することにしたものであります。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(剰余金の配当)

平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、剰余金の配当(期末)を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当財産の種類及び帳簿価額の総額 金銭による配当 総額1,194百万円 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 1株当たり配当額 35円

当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成27年6月8日

EDINET提出書類 船井電機株式会社(E01863) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月5日

船井電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	基夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田	明広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年4月1日から平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)偶発債務に記載のとおり、会社は、Koninklijke Philips N.V.より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けた。これに対し会社は、Koninklijke Philips N.V.に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社グループの業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積もることが困難であり、会社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。